

<記入例>



申請書を提出する日を記載してください

申請年月日 令和 3年 6月 25日

笠岡市長 殿

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯番号及び氏名（又は名称）を記載してください。
 ※申請者が法人の場合は、代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

地方税法第15条第1項 4号（第1項第5号の場合、第 号類似）の規定により、のとおりに徴収猶予の申請をします。

納税義務者	住所又は所在地		〒×××-×××× 笠岡市中央町1番地1					
	電話番号○○○（△△△）××××		携帯電話○○○（△△△△）××××					
氏名又は名称		笠岡 花子 (署名又は記名押印)						
猶予申請金額	調定年度	賦課年度	通知書番号	期別 月別	税目	納期限	税額	延滞金 (法律による金額)
	R3	R3	00000△001	1	市県民税	R3・6・30	250,000 円	要
	徴収猶予を受けようとする金額							200,000 円
猶予該当事実の詳細		令和2年5月期は250万円の利益があったが、令和2年10月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和3年5月期は150万円の損失となってしまった。						
一時に納付することができない事情の詳細		令和3年3月期の損失150万円のうち、令和2年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。						
担保		笠岡市では猶予金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月間を超える場合は担保が必要です。						
猶予期間		令和3年7月1日から令和3年11月30日まで5月間						
納付計画		<input type="checkbox"/> (猶予申請税額100万円以下) 別紙 財産収支状況書の「分割納付計画」のとおりに <input type="checkbox"/> (猶予申請税額100万円超) 別紙 収支明細書の「分割納付計画」のとおりに						
担保		<input type="checkbox"/> 有 担保財産の詳細又は <input checked="" type="checkbox"/> 無 提供できない特別の事情						

徴収猶予の申請をするときは、猶予申請する市税を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。

笠岡市では猶予金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月間を超える場合は担保が必要です。

猶予期間は1年以内です。

徴収猶予申請書の書き方

1 「猶予申請金額」の欄

徴収猶予を申請するときに未納となっている市税を、記入例を参考に記載してください。

2 「徴収猶予を受けようとする金額」欄

「猶予申請金額」の合計額から「財産収支状況書」の「納付可能資金額」欄の「現在納付可能額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」の「現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。
なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、または損失を受けた金額（*）が猶予の認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《計算例》

250,000 円 － 50,000 円 = 200,000 円 (①)
(納付すべき市税の合計額) (現在納付可能資金額) (納付を困難とする金額)

520,000 円 － 240,000 円 = 280,000 円 (②)
(治療費等) (受領した保険金) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)

280,000 円 (②) > 200,000 円 (①) ⇒200,000 円
(猶予該当事実があったことによる支出、損失) (納付を困難とする金額) (記載金額)

※「納付を困難とする金額」(①)の方が、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」(②)の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」(②)の金額を、徴収猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予を申請する場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（*）により猶予を受けようとする市税の納付期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。

* やむを得ない理由とは、市税を納付すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のため必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたこと、その他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は、損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《適用条項及び記載例》

(1) **災害等**【地方税法第15条第1項第1号】

「猶予該当事実の詳細」欄

令和〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことにより損失となっている。

(2) **病気・負傷**【地方税法第15条第1項第2号】

「猶予該当事実の詳細」欄

令和〇年〇月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

〇〇病院に治療費及び入院費として、令和〇年〇月から令和△年△月までの間の合計８９万円を支払い、××生命保険から保険金２６万円を受領しているため、差引金額である６３万円が、猶予該当事実があったことにより支出又は損失となっている。

(3) **事業の休廃止【地方税法第１５条第１項第３号】**

「猶予該当事実の詳細」欄

近隣に大型店舗が進出したことにより、令和〇年〇月から〇月までの売上が前年比７０％減となるなど業績が著しく悪化したため、令和〇年〇月に従業員を解雇し、衣料品販売業を廃業した。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失６７万円及び従業員３人を解雇した際に支払った退職金の合計１３５万円と合わせた２０２万円が、猶予該当事実があったことにより支出又は損失となっている。

(4) **事業上の著しい損失【地方税法第１５条第１項第４号】**

「猶予該当事実の詳細」欄

令和〇年〇月期は２５０万円の利益があったが、令和△年△月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和△年△月期は１５０万円の損失となってしまった。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

令和△年△月期の損失１５０万円のうち、令和〇年〇月期の利益総額２５０万円の２分の１の金額１２５万円を超える部分である２５万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

(5) 上記(1)～(4)の猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと。

【地方税法第15条第1項第5号】

(6) 本来の法定納期限から1年を経過した後に納付すべき市税等が確定した場合

【地方税法第15条第2項】

「猶予該当事実の詳細」欄

原則として記載不要。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

納付すべき税額25万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、税額20万円については、一時に納付することはできない。

4 「猶予期間」欄

猶予期間の開始日 (*) から 「納付計画の最終日」 及びその期間を記載します。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始」となります。
- ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実を生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「納付計画」欄

猶予申請税額により、100万円以下と100万円超との区分をしています。それぞれの内容に応じて、□にチェックしてください。

6 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には、「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」に、✓を付けます。

※猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」に✓を付けます。

① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が100万円以下である場合。

② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合。

③ 担保を提供することができない特別な事情（担保として提供することができると思われる種類の財産（*）がないなど。）がある場合。

***担保として提供する財産の種類**

担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価格の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で岡山市長が確実と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したのもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 岡山市長が確実と認める保証人の保証

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価格及び所在等を記載します。

※上記①又は②に該当する場合には、この欄に「－」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別な事情を記載します。

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	種別:土地、地目:宅地、地積:120㎡ 所有者:〇〇 〇〇 所在地:〇〇市△△町X-X-X
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	保証人の氏名:〇〇 〇〇 保証人の住所:〇〇市△△町X-X-X
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

(担保を提供することができない特別な事情がある場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	